博士論文審查実施要項

(趣旨)

第1条 この要項は、神奈川県立保健福祉大学学位規則(以下「規則」という。)第16条の規定 に基づき、博士論文の審査に関し必要な事項を定めるものとする。

(研究計画の審査等)

- 第2条 博士論文研究計画の審査申請をする者は、博士後期課程修了予定年次の前年度の5月末までに研究科長に、研究計画審査申請書(様式第1号)を提出しなければならない。
- 2 研究科教授会は、研究計画審査申請書の提出があった場合、博士論文研究計画審査会(以下、「研究計画審査会」という。)を設置する。
- 3 研究計画審査会の審査員は3名以上とし、当該研究に関連深い学問分野を担当する教員のうち、研究指導教員の資格を有する者の中から、研究科教授会の議を経て、研究科長が選任する。
- 4 研究科長は、前項で選任された審査員の中から1名を主査に、他の審査員を副査に指名する。 ただし、研究科長は、研究計画を申請した者の指導教員及び指導補助教員を主査に指名する ことは出来ない。
- 5 研究計画審査会は、研究計画審査結果報告書(様式第3号)により審査結果を研究科長に報告する。
- 6 研究計画の審査に合格した者は、原則として研究指導教員の指導を受け速やかに研究倫理審 査等を受けなければならない。

(申請資格)

第3条 博士論文の最終審査申請ができる者は、規則第4条で定める外、単著または筆頭著者として掲載または掲載が予定されている論文(以下「副論文」という。)を1編以上有し、博士論文予備審査に合格した者とする。ただし副論文は、国際的に評価されている英文誌(原則として、トムソン・ロイター社の Web of Science を基にした Journal Citation Reports において、Impact factor が算出されているものに限る)または、日本学術会議協力団体による査読が行われている和文誌の原著論文とする。

(博士論文予備審査)

- 第4条 前条の規定により、副論文を有している者は、修了年次の9月末までに、博士論文予備審査申請書(様式第5号)に予備審査用論文、副論文、論文の要旨(様式第8号)、研究業績書(様式第9号)を添えて研究科教授会に博士論文予備審査(以下「予備審査」という。)を申請しなければならない。
- 3 予備審査は博士論文審査会で行う。
- 4 研究科長は、前項の審査結果を予備審査申請者及び予備審査申請者の指導教員に通知しなければならない。

(博士論文最終審査)

- 第5条 博士論文最終審査申請をする者(以下、「申請者」という。)は、指導教員の承認を得て、 次の書類を研究科長に提出しなければならない。
 - (1) 博士論文審査申請書(様式第6号)
 - (2) 博士論文

- (3) 副論文
- (4) 論文目録(様式第7号)
- (5) 論文の要旨(様式第8号)
- (6) 研究業績書(様式第9号)
- (7) その他、研究科教授会が必要と認める書類
- 2 博士論文最終審査は、博士論文審査会で行う。

(博士論文審査会)

- 第6条 審査員の選任は次により行うものとする。
 - (1) 研究科長は、申請者の調書及び審査員候補者一覧を作成する。
- (2) 審査員候補者は、研究指導教員の資格を有する教員とする。
- (3) 研究科長は、研究科教授会の議を経て、審査員候補者から審査員を選任し、審査員のうちから1名を主査に、他の委員を副査に指名し、申請者に通知する。 ただし、研究科長は、申請者の指導教員、指導補助教員及び第3条で定める学術論文の共著者を審査員に指名することは出来ない。
- (4) 研究科教授会は、必要があると認めるときは予備審査と博士論文最終審査で、審査員を変更することができる。
- (5) 研究科教授会は、必要に応じて学外の有識者等を審査員として選任することができる。
- 2 審査会の任務は、次のとおりとする。
 - (1) 審査会は予備審査結果を研究科長に報告する。(様式第10号)
 - (2) 審査会は博士論文の最終審査結果を、博士論文審査結果報告書(様式第11号)に博士論 文審査及び最終試験の結果の要旨(様式第12号)を添付して研究科教授会に報告する。
- 3 審査会は、博士論文の審査に必要があるときは、申請者に博士論文に関する資料を提出させ、または必要事項について説明を求めることができる。

(異議申立)

- 第7条 第3条、第4条及び第5条の規定により審査を受けた者は、その審査結果に異議がある場合は学長に異議を申し立てることができる。
- 2 学長は前項の異議申立について相当の理由があると認める場合は、研究科長に調査を命ずることができる。
- 3 前項の規定により調査を実施した時は、研究科長は調査結果を速やかに学長に報告しなければならない。

(その他)

第8条 この要項の施行に関し、必要な事項は別に定める。

附則

(施行期日)

この要項は、平成30年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要項は、令和3年4月1日から施行する。